

祥南歩道橋補修設計業務 特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は安城市（以下「発注者」という。）が実施する「祥南歩道橋補修設計業務」について適用するものとする。

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、愛知県建設局発行「測量及び設計業務等共通仕様書」（以下、「共仕」という。）を遵守しなければならない。

第2条 業務目的

本業務は、安城市が管理する祥南歩道橋について、過年度に実施した横断歩道橋点検の結果および現地調査の結果をもとに、補修工事を行うための補修設計を実施し、経済的かつ合理的な工事を行うための図面・数量を作成することを目的とする。

第3条 対象施設

本業務の対象施設を以下に示す。

祥南歩道橋 桁橋鋼 I 桁歩道橋（1992 年 10 月供用開始）

所在地 愛知県安城市安城町

路線名 市道箕輪古井線

第4条 管理技術者及び照査技術者

1. 管理技術者は共仕第 1107 条の定める要件を満たすほか、技術士（総合技術監理部門[鋼構造及びコンクリート]又は建設部門[鋼構造及びコンクリート]）、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（鋼構造及びコンクリート部門）の資格保有者とする。
2. 照査技術者は、共仕第 1108 条の定める要件を満たすほか、技術士（総合技術監理部門[鋼構造及びコンクリート]又は建設部門[鋼構造及びコンクリート]）、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（鋼構造及びコンクリート部門）の資格保有者とする。
なお、本業務に配置する管理技術者と照査技術者は職務を兼務することが出来ない。
3. 管理技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、監督員と協議を行うものとする。

第5条 業務内容

1. 計画準備

業務に先立って業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。業務計画書には、契約図書に基づき、下記事項を記載するものとする。

- | | | |
|----------------------|-----------------|-----------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 | (3) 業務工程表 |
| (4) 業務組織計画 | (5) 打合せ計画 | |
| (6) 成果物の品質を確保するための計画 | (7) 成果物の内容、部数 | |
| (8) 使用する主な図書及び基準 | (9) 連絡体制(緊急時含む) | |
| (10) 使用する主な機器 | (11) その他 | |

なお、(2) 実施方針又は(11) その他には、個人情報の取扱い、安全等の確保及び行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

また、(6) 成果物の品質を確保するための計画には、照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

2. 現地調査

受注者は現地調査に先立って、各種貸与資料について現地調査に必要な資料の整理を行うものとし、必要な資料は電子データ化し、成果品と共に提出する。

現地において、橋梁形状の確認及び橋梁点検結果との差異について状況を確認し、設計に必要な箇所の詳細寸法を計測する。また、地形条件等の周辺状況、自然状況、沿道・交差点・用地条件等の周辺状況を把握し、工事搬入路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況の把握を行うものとする。

なお、本調査において、点検調書に記載がなく、補修が必要と思われる損傷が新たに見受けられた場合には、監督員に報告し、補修の要否について協議するものとする。

また、受注者は、現地調査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

3. 掛け替え等を含む検討

過年度の点検において、通路部の上フランジおよび下フランジが著しく腐食しており、耐荷力の低下が生じていると予見される状況であることから、掛け替えを含む検討を下記のとおり行うものとする。

そこで、①掛け替え案（通路部及び階段部）、②掛け替え案（通路部のみ）、③補修案を含む3案以上の案を提案し、経済性、安全性、施工性、維持管理などを比較検討し、最適な案を決定することとする。

本検討において、②掛け替え案（通路部のみ）以外が採用された場合には、変更設計の対象とする。

(1) 上部工撤去設計

既設の上部工を撤去するための工法検討を行い、撤去設計を実施するものとする。

（２） 横断歩道橋詳細設計

上部工の架け換えの設計を実施するものとする。設計は標準設計を利用するものとし、それにより難しい場合は監督員へ報告し、対応を協議すること。

（３） 補修設計（階段部）

調査結果に基づき、必要な補修設計を行うこと。補修設計には、橋梁本体の構造計算を要しない軽微な設計計算を含む。

本業務において想定している補修項目は以下のとおりである。ただし、現地調査結果に伴い補修項目の追加、変更が生じる場合は、監督員と協議すること。

- ・鋼部材補修工
- ・アンカーボルト補修工
- ・舗装打ち換え工
- ・橋面防水工

なお、掛け替え等を含む検討において、補修案に決定した場合には、上記の工種に加え下記の工種についても補修設計を実施するものとする。（本項目は当初設計には含まれていないため、変更設計の対象とする。）

- ・主桁フランジ補修工
- ・化粧板設置工

4. 概算工事費算出

設計図、数量計算書を基に概算工事費の算出を行うものとする。工事発注時に見積の徴収が必要な材料、工種については見積依頼者（原則３者以上の選定をすること）をとりまとめて一覧表を提出するとともに、見積を徴収するための仕様書を作成するものとする。

5. 照査

業務実施にあたっては、国土交通省中部地方整備局発行「詳細設計照査要綱（令和４年３月）」（以下「要領」という。）により、段階的に確認し、その記録を監督員に提出するものとする。

6. 報告書作成

設計業務の成果として、設計条件、検討内容、設計経緯等について分かりやすく取りまとめた設計報告書を作成する。また、設計時及び補修工事の際の留意事項、注意点、特に配慮すべき内容がある場合についても明記しておくものとする。

7. 関係機関協議資料作成

関係機関との協議に必要な資料の作成を行うとともに、監督職員の要請に応じて協議に同行し、監督職員の補佐を行うものとする。

本業務は以下の２機関との協議を想定している。

- ・愛知県公安委員会
- ・祥南小学校

なお、工事期間中に横断歩道橋が使用できないことから、祥南小学校の通学路の迂回路についても検討し、代替え路線を提案するものとする。

第6条 打合せ協議

共仕第1111条第2項の「業務の区切り」は、次のとおりとする。なお、業務に関する打合せ記録は、受注者が作成するものとし、打合せ後速やかに監督員に提出するものとする。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間打合せ2回（工法検討完了時、施工計画完了時）
- 3) 成果品納入時

また、上記以外にも監督員が必要と認めた場合は、打合せを行うものとする。

第7条 資料等の貸与

共仕第1113条に示す発注者が貸与する資料等は、次のとおりである。

- 1) 台帳
- 2) 点検調書、報告書

第8条 成果品

本業務が完了したときは、成果品を完了届とともに提出するものとする。

また、発注者が必要と認める成果については、業務期間中であっても部分提出するものとする。

成果品は、「要領」に基づき作成されたA4サイズ（ファイル綴り）一式及び電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出し、成果品の納入先は、安城市役所維持管理課とする。

成果品は次のとおりとする。

- ・ 施工計画資料及び施工日数算定表
- ・ 各検討資料
- ・ 概算工事費及び算出根拠資料
- ・ 設計図面
- ・ 数量計算書
- ・ 打合せ記録簿
- ・ 照査報告書
- ・ その他収集・調査した資料及び必要と認められる資料
- ・ 成果納品書

第9条 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。なお、電子成果品は国土交通省発行「土木設計業務等の電子納品要領（令和8年2月）」、図面作成は国土交通省発行「CAD 製図基準（令和7年12月）」に基づき作成するものとする。

- 2 成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「要領」に基づいて作成した電子媒体

(CD-R)を提出する。その他資料の提出方法は監督員と協議することとする。記載なき事項及び疑義が生じた場合は、監督員と協議の上決定するものとする。

3 成果品の提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出することとする。

第10条 検査

受注者は、完了検査に際しては、成果品及びその他の関係書類等を整えておくものとし、管理技術者を検査に立ち会わせるものとする。

第11条 修補

受注者は、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

第12条 疑義

受注者は、本業務の実施に当たり設計図書等に疑義を生じた場合は、特記仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ処理するものとする。

第13条 その他

受注者は、本業務の進捗状況を把握するために月始めに一度履行報告書を提出すること。

設計業務における電子納品に関する特記仕様

(電子納品定義)

第1条 電子納品とは、業務の完成に係る提出物（以下「成果品」という。）を、電子情報により作成し提出するものをいう。ただし、電子情報の作成に係る基準は安城市が別に定める電子納品に関する手順（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。

(成果品の提出)

第2条 電子納品の対象とする成果品は報告書（各種計算書含む）及び設計図とし、手順書等に基づき電子情報を電子媒体（CD-R）に記録し1部提出する。ただし、紙の書類及び図面による成果品の提出が別途定められている場合は併せて提出するものとする。また、電子納品の対象とする成果品のうち、電子納品として提出する必要のない部分は事前協議により定め、紙の成果品を作成するものとする。

(その他)

第3条 受注者は、成果品の作成にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。